

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第8回/家裁第9回)

1 開催日時

平成19年12月20日(木) 午前9時から午後0時10分まで

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 江口まさよ, 乙守三千代, 片山良広(委員長), 樺山美喜子
高野 裕, 辰村吉康, 寺尾美保, 中村憲一, 牧 公子, 増田秀雄
(家裁委員) 岩切尚子, 緒方直人, 片山良広(委員長), 藤崎竜子
光安善樹, 森 雅美, 渡部市郎

4 議事

- (1) 新委員自己紹介(乙守三千代, 片山良広, 寺尾美保, 藤崎竜子, 森 雅美)
- (2) 裁判員裁判の模擬評議用ビデオ視聴
- (3) 模擬評議(裁判官委員1人を裁判長とし, 学識経験者委員8人が裁判員となって評議)
- (4) 議事
別紙のとおり(○委員長, ■A~I委員)
- (5) 次回期日
平成20年5月22日(木) 午前10時から正午まで
- (6) 次回テーマ
裁判員制度について(意識調査の結果を踏まえた意見交換等)

(別紙)

【今回テーマ】

裁判員裁判の模擬評議について

- 先ほど最高裁判所作成の模擬評議用ビデオを視聴後、実際に裁判官と評議を行っていただきましたが、裁判員裁判での評議の在り方などについて意見交換を行いたいと思います。
ご自由に発言をしてください。

- A 裁判員制度が始まると、実際の評議は進行の方法によっては裁判員の理解度が変わってくるのではないかと思います、どのような形式で進むのでしょうか。

- B (裁判官) 事前に争点の整理を十分に行って、評議を進めていくこととなります。漠然と議論するのではなく、例えば、証言の信用性について検討するという議論をすることもあると思います。

- C 裁判員に選任された6名の男女の割合によっては、物事の考え方が偏ってくる可能性もあるのではないのでしょうか。

- B (裁判官) 裁判員はくじで選ばれますので、男女の比率が偏る可能性はあり得ますが、証拠に基づいて判断をしていただくこととなりますので、心配はないと思います。また、中立公正な人を選ぶということから、検察官及び弁護人が裁判員候補者からそれぞれ4人ずつを除外し、裁判員に選任しないよう請求することが法律上認められています。

- D 実際の裁判員裁判の評議の際に裁判員の方が発言してくれればよいのですが、裁判官が発言を促しても積極的な発言があるかどうか心配です。

- E 評議する前に裁判員どうしでコミュニケーションがとれる場所があれば、雰囲気もなごみ、発言も自然と出てくるのではないかと思います。

- 自由に発言できる環境、雰囲気作りは、評議の在り方として大事なことだと思います。

- F 自分たちが発言する責任の重みや、どのような根拠に基づき判断するのか、また、どれだけ理解できるのかなど、少し不安です。

- G 評議中は、自分の思っていることや言いたいことなどが十分発言できないかもしれませんが、評議を重ねるごとに物事の考え方が変わっていくことを実感しました。

- 合議事件で裁判官3人で評議する場合でも事実認定が分かれることもあります、

多くのケースでは、一つ一つ議論していくうちに、最初は議論が分かれていても納得して収束していきます。

裁判員裁判の評議においても、皆さんが納得して結論を導き出すプロセスは必要だろうと思います。

■H 実際に裁判員に選ばれると大変だと職場で話題になりましたが、本日、模擬評議を初めて体験してみて責任を感じました。

本日は、自由に発言できるような雰囲気があり、また事前にパンフレットなどが送付されていたので助かりました。もし、そのようなものがなければ、評議中のやりとりが理解できずに苦労したと思います。

■I 検察官と弁護人による論告や弁論などを聞いた後、評議に入りましたが、個人差はあるものの記憶力の曖昧さに不安を感じます。

■A 裁判員制度の国民への浸透度はどの程度でしょうか。

○ 裁判員制度について、国民自身がかかわらないといけない制度であることは浸透してきていると思いますが、内容についてはまだ不十分なところもあると思います。

■D 裁判員制度について理解はかなり深まっていますが、参加についての消極意見は過半数を超えているのではないのでしょうか。

○ 裁判員として喜んで参加したいと思っている方は少ないかもしれませんが、なるべく多くの方に参加してみようと思ってもらえるように、裁判所としても更に努力して参りたいと考えています。

(以上)